

小規模企業向け
製品開発・販路拡大支援事業

令和3年度

補助金
申請者募集

2次募集
8/16(月)
提出締切

事業概要

実用化・事業化の可能性が高い新製品・新技術開発に加え、開発前の試験・調査や、開発後の販路拡大に係るセールスプロモーション経費も補助対象です。

補助上限 **200** 万円(対象経費の2/3)

補助対象
事業



機械・金属



環境・エネルギー



健康福祉・医療



IT

などの「ものづくり」

募集期間 令和3年7月16日（金）～令和3年8月16日（月）16時必着

2次募集に申請を検討される場合は、書類に不備があると申請を受理できませんので、**事前に下記事務局までご連絡ください。申請方法については、ホームページより募集案内をご覧ください。下記事務局へ必要書類を持参または郵送でご提出ください。**

■事業概要

「機械・金属」、「環境・エネルギー」、「健康福祉・医療」、「IT」などの”ものづくり”における実用化・事業化の可能性が高い**新製品・新技術開発、開発前の前段階の取組み（試験、試作、調査等）及び開発の後段階の取組み（販路開拓・拡大）**に対して補助金を交付します。

※食品製造における商品開発は対象外

■対象者

「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村※1の区域内に本社を有する小規模企業者※2

※1「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村とは、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町をいう。

※2小規模企業者とは、①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②を除く）においては常時使用する従業員20人以下、②卸売業、サービス業、小売業においては常時使用する従業員5人以下の者をいう。

■補助金額

上限：200万円 補助率：2/3

【対象となる経費】人件費、旅費、原材料・消耗品費、通信・運搬費、機器リース料、出展費、機器購入費、施設及び施設設備賃借料、外注費（調査・分析・加工・デザインなど）

※対象となる経費詳細については、**交付要綱**をご参照ください。

■事業期間

交付決定日～令和4年2月28日（月）

■補助事業者の決定

審査委員会において、事業計画の実現可能性、製品・技術の市場ニーズ及び優位性、市民生活への寄与度、全体計画及び取組内容の妥当性、法規等遵守 について、事業計画を評価し、対象事業者を決定します。 **※面接審査会を8月に予定していますので詳しくは事務局までお問合せください。**

お問合せ・お申し込み先

「小規模企業向け製品開発・販路拡大支援事業補助金」事務局

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

補助金詳細はHPで↓

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部ものづくりチーム

TEL：011-820-2062 担当：櫻田・松葉



※**交付要綱・募集案内・申請様式は下記ホームページからダウンロードしてください**

<https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/small-business/>